

## 福島県福祉サービス第三者評価結果表

### ① 施設・事業所情報

名称：福島ふたば保育園		種別：保育所	
代表者氏名：齋藤 玲子		定員（利用人数）： 90名（93名）	
所在地：福島県福島市大森字館ノ内69-1			
TEL：024-545-4404		ホームページ：https://www.ffsk.jp/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日： 昭和26年 4月 1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島福祉施設協会			
職員数	常勤職員： 20名	非常勤職員	5名
専門職員	（専門職の名称）	名	保育士 3名
	所長	1名	調理員 1名
	主任保育士	1名	調理員兼用務員 1名
	副主任保育士	2名	
	保育士	13名	
	栄養士兼調理員	1名	
	臨時栄養士兼調理員	1名	
	臨時調理員	1名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	0歳児	1部屋	遊戯室 園庭 プール
	1歳児	1部屋	
	2歳児	1部屋	
	3・4歳児	1部屋	
	4・5歳児	1部屋	

### ② 理念・基本方針

#### <理念>

社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。

福島福祉施設協会保育所会は、子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。

#### <方針>

社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所（園）は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う施設です。

1. 「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。

2. 笑顔のあふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
3. 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
4. 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
5. 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
6. 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

<福島ふたば保育園 めざす子ども像>

- 心も体も健康な子ども
- 友だちとなかよく遊ぶ子ども
- やさしさと思いやりのある子ども
- 何事にも意欲的に取り組む子ども

市街地に近く、大森城山と大森川の自然に恵まれ、園前の土手や園庭、近くには公園もあり、のびのびと活動し、五感を通して様々な経験ができるよう保育しています。

0歳児から5歳児まで月齢に合わせて食育活動も行い、育てた野菜でのクッキングや年長クラスでは味噌作りやバケツ稲の栽培なども行っています。

月1回外部講師によるリトミックもあり、音楽に合わせて友だちと一緒に体を動かす楽しさを味わう活動も行っています。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月28日（契約日）～ 令和6年2月13日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 働きやすい職場づくりについて

園長・主任保育士が労務管理を行い残業時間・休暇など就業状況を把握している。3歳未満児クラス・3歳以上児クラスに担当リーダー（副主任保育士）を配置し、職員の相談に対応させる他、内容によっては主任保育士・園長と段階的に対応し支え合う体制として機能している。法人は働きやすい職場づくりに努め厚生労働省からえるぼしマークの認証を受けている。また、（一財）福島市中小企業福祉サービスセンター「えふ・サポート」に加入し職員の福利厚生制度の充実に努めている。

## 2. 利用者満足度の向上への取り組みについて

毎年定期的に保護者満足度調査を行っている。子どもが楽しく過ごし、心地よく過ごし、大切にされている項目に保護者全員から満足の回答を得ている。主任・副主任が中心となって、調査分析及び職員への周知徹底と保護者からの意見・要望に迅速に対応している。アンケートの集計結果や対応については、園内に掲示するとともに保護者に配布して周知している。

## 3. 食事を楽しむ工夫への取り組みについて

食育の一環として給食のお手伝いで食材に触れることや野菜の栽培、収穫した野菜でのクッキングや味噌作り、焼き芋づくり、バケツ稲の栽培など栄養士と連携し計画的に取り組んでいる。3歳以上児クラスに関しては給食に無理がないよう自分で給食の量の加減を伝え、苦手な食材でも食べてみようという気持ちを持つことができるよう配慮している。園での食育に関する取り組みの様子は、給食だよりに載せる他、写真を園内に掲示し家庭にも知らせている。

### ◇改善を求められる点

#### 1. 職員の意見を反映した事業計画の策定について

事業計画は6保育所(園)合同で園長が中心になり作成しており、それを基に園長が「施設整備計画」を入れて園の事業計画を作成しているため、職員が事業計画の作成に参加することはなく組織として取り組む体制になっていない。事業計画の実施には、職員の理解と協力が必要であるため、職員の意見や知恵を反映した事業計画を策定し、年度末には結果を振り返りその反省を次年度の事業計画に活かすなどPDCAサイクルで取り組み内容を発展させていくことが望まれる。

#### 2. 保育の標準的な実施方法(保育マニュアル)の整備について

玩具・排泄・沐浴・午睡等の対応・乳幼児突然死症候群診断ガイドラインが個々にあり、保育の基本となっている。

しかし、子どもの発達を踏まえた標準的な保育の実施方法を文章化した「手順書」は作成されていない。保育の方法等に職員間で差が出ないように標準的な保育の実施方法示した「保育マニュアル」を作成することが望まれる。

#### 3. 職員参加による全体的な計画の作成について

今年度の計画は、昨年度までの「保育課程」から「全体的な計画」に移行したばかりで前年度の評価は確認できていない。しかし、2018年の保育所保育指針の改定から5年が過ぎてようやく「全体的な計画」の作成に着手している。

なお「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や「育みたい資質・能力」の記載がないので、この部分については全体的な計画に組み込むことが望まれる。また、「全体的な計画」の作成に職員が参画していないので、今後は職員全員が参画して作成することや定期的に評価を行い次の作成に活かすことが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての受審となり、職員全体で取り組むことができました。

事業計画や全体的な計画への職員の参加、職員による「保育の差」が出ないように保育マニュアルの整備など、明確になった課題に対しては、職員全体で組織的に改善に取り組んでいきたいと思えます。

また、職員の意向を汲み取り、働きやすい職場づくりを引き続き行うとともに、職員一人ひとりの育成に努めながら、職員一丸となって保育の質を高めていきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人理念を基に法人内6保育所(園)共通の保育理念・保育方針を定めている。その他、ふたば保育園独自の「目指す子ども像」を定めている。それらを重要事項説明書に記載し保護者に配り、入園時オリエンテーションで説明している。</p> <p>なお、職員にも配布されているが実際の保育で実践できているか確認する機会はないので、振り返る機会を設け実践につなげることが望まれる。また、保護者に配布する資料も分かりやすいものにするなど、理解を深める工夫が望まれる</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月園長は保育園利用者の在籍状況と収入状況を法人本部に報告しており、経営状況を把握している。年度途中においても積極的に0歳児を受け入れ、基準上入園可能な110%以内の97名を目標にしてクラス分けや職員配置を行っている。</p> <p>なお、従来幼保小連携会議が学校の呼びかけで開催され地域の状況を知る機会となっていたが、コロナ禍で開催されていない。今後進むことが予想される少子化等保育園経営に及ぼす影響を探る意味からも、「福島市子ども・子育て新ステージプラン」など市の計画で地域の保育ニーズの変化を先取りして経営に生かすことが望まれる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

園長は理事会に参加しており、法人・保育園の経営状況を把握できている。保育園施設の老朽化が進んでおり、中長期計画に老朽化を課題として修繕計画を立て、計画的に補修・備品の入れ替えを進めている。入園児童の確保にも力を入れ、0歳児を年度途中であっても基準上可能な限り定数を超えて受け入れており、収入確保に努めている。

なお、職員会議の際理事会で示された経営状況などを伝え職員の協力を得る取り組みをしているが、今後は、進行する少子化を踏まえ地域の子どもの数や保育ニーズについても把握し経営に活かしていくことが望まれる。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の中長期計画(令和4年度から令和8年度)を策定している。計画の中では現状と課題が明らかにされ、個別に取り組む事業が計画されている。課題としている施設の老朽化については、修繕計画が立てられ優先順位を定め具体的に取り組む修繕や備品の入れ替えなど、取り組む年度と概算費用が明確に示されている。</p> <p>なお、かかる費用について自己資金で賄う計画となっているが、様々な民間補助金の活用なども検討されることを期待したい。また、保育園は、豪雨時や感染症発生時のゾーン分けなど施設環境面で余裕がないことを課題としており、法人に働きかけ課題として理解を求め、検討・実施につなげることが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中長期計画を踏まえ保育園建物の補修を単年度計画に入れて、外壁塗装を進めている。他の事業計画も中長期計画の方針を受けて作成している。</p> <p>なお、単年度事業計画は建物修繕を除き具体的な数値目標が設定されていないため、事業結果を評価できる内容になっていないので、事業計画の内容に数値目標を入れれば保育園として具体的な事業を入れ作成することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、6保育所施設長会が中心になり作成しており、それを基に園長が「施設整備等計画」を入れて自園の事業計画を作成しているため、職員が事業計画の作成に参加することはなく組織として取り組む体制になっていない。</p> <p>事業計画の実施には、職員の理解と協力が必要であるため、職員の意見や知恵を反映した事業計画を策定し、年度末には結果を振り返りその反省を次年度の事業計画に活かすなどPDCAサイクルで取り組み、内容を発展させていくことが望まれる。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は新年度オリエンテーションでクラスごとに園長が保護者に説明している。オリエンテーション時は、保護者から行事の持ち方や外壁工事について質問が出され理解を得るため詳しく説明している。また、オリエンテーションになるべく参加できるよう子どもの保育を行っている。</p> <p>しかし、事業計画を分かりやすく説明した資料等は作成しておらず、保護者が理解しやすい内容の資料作成が望まれる。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士個人の保育に関する目標を定め、面談で振り返りを行うことで個人の資質をあげ保育の質向上につなげようとしている。また、クラス横断(0歳児、1歳児、3歳未満児担当保育士、3歳児・4歳児・5歳児担当保育士)で毎月カリキュラム会議を行い、担当クラス以外の子どもの成長発達を振り返る機会を設けており、自クラスの子どもの1年後や2年後の姿を見据えた保育につなげようとしている。</p> <p>なお、自己評価は今回の受審で初めて行っており、今後自己評価での気づきや第三者評価結果を活かし課題にPDCAサイクルで組織的に取り組める体制整備が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・③
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今回が初めての受審であり、明確になった課題や質の向上に取り組む組織(例：向上委員会や職員会議等)を検討し、組織的に改善に取り組むことが望まれる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の役割や責任は、法人処務規程とふたば保育園役割分担表に明記されており、職員に周知している。園長は、職員会議で中長期計画や事業計画は職員に配り説明している。役割分担表と危機管理マニュアルで指揮命令順位が定められている。</p> <p>なお、広報誌「ふたば保育園だより」に園長としての役割や責任についての明記はない</p>		

<p>ので、年度初めの広報誌に掲載し保護者に保育の方針などを伝え、保護者の参加協力を得られる取り組みが望まれる。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>契約等は法人の処務規程で主任・園長・法人事務局までの決済基準が決められ適正に管理されている。また、福島市の所長研修に参加しマネジメント等、園長に求められる役割行動の再確認を行っている。その他、パワーハラスメント対策についても協会本部の資料を配布し読み合わせを行うなど、新しい法令等を把握し職員に理解と遵守を求めている。</p> <p>なお、新保育指針で求めている全体的な計画への取り組みや一斉保育から自由保育へと保育の方法についても変化してきており、こうした変化に対応し情報を得て率先して職員へ働きかけるなど変化に対応していくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、カリキュラム会議を乳児・3歳未満児クラスと3歳以上児クラスに分けて開催し横断的に話し合うことで子どもの様子や発達状況を話し合い、お互い他のクラスを理解し、1年後の自分のクラスの子どもの変化を予測して保育に活かすよう指導している。また、リーダー会議(主任と副主任で構成)を行い園の課題を話し合うなど、職員全体で課題を共有し取り組めることを目指している。</p> <p>なお、課題に対し組織的に対応するためにも、事業計画をはじめ運営方針を職員全体で話し合い職員の意見を反映させて作成することが望まれる。また、こうした取り組みを通じて職員の育成や仕事への意欲を高めることが期待できるので、職場の活性化に向け指導力を発揮することに期待したい。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営については法人本部と連携し、年度当初から入園する子どもの確保に努め、定数を超えても施設環境と人員体制が可能な限り受け入れている。0歳児の途中入園を考え0歳児クラスの人員体制を厚くして体制を整えている。また、登園や降園時の管理を省力化するためソフトの導入を法人に要望し、職員の負担減を図ろうとしている。</p> <p>なお、経営面では法人が主となり、組織内で具体的な体制を築けていないので職員と経営内容など分析し、現場で経営や業務改善など検討し法人に改善策などを提案できる体制づくりに期待したい。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画</p>	a・⑥・c

	を確立し、取組を実施している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>正規職員定数は子どもの数に合わせ法人本部が定めている。正規職員は、法人が就職相談会・セミナー・ホームページでの募集を行い採用している。園は臨時職員のみ募集・採用をしている。退職や産休、育休なども早めに情報を把握し計画的に確保できている。</p> <p>なお、保育士など専門職の人員体制については具体的な計画は持っていないが、新人・中堅・管理職とバランスが取れる職員構成とするためにも、人員体制について長期視点に立った計画の作成が望まれる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>期待する職員像は組織運営マニュアルの人事ビジョンの中で示され、職員に周知している。職員は業務上の目標を設定し9月と翌年3月にふり返し、園長が面談している。目標管理を実施する中で、PDCA サイクルにより職員の育成を図る人事管理を行っている。</p> <p>なお、振り返りの評価結果は処遇等には影響させていない。また、目標は業務上ばかりでなく立场上(職位)の目標も入れるなど、多方面からの人事管理・職員育成が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長・主任保育士が労務管理を行い残業時間・休暇など就業状況を把握している。3歳未満児クラス・3歳以上児クラスに担当リーダー(副主任保育士)を配置し、職員の相談に対応させる他、内容によっては主任保育士・園長と段階的に対応し支え合う体制として機能している。法人は働きやすい職場づくりに努め厚生労働省から「えるぼしマーク」の認証を受けている。また、法人は(一財)福島市中小企業福祉サービスセンター「えふ・サポート」に加入し職員の福利厚生制度の充実に努めている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>期待する職員像は、組織運営マニュアルの人事ビジョンの中で示されキャリアパス制度を導入している。年度初めにキャリアパスの等級ステージに沿って目標や行動計画を設定し、上司と面談し進捗状況を確認し合い、年度末には目標の達成度を確認し次年度の目標に活かすなど、PDCA サイクルに沿って職員一人一人の育成に努めている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>期待する職員像は、組織運営マニュアルの中に示されるのみで事業計画には明示されていない。事業計画の中に研修計画がありそれを基に研修を受講させている。福島県社会福祉協議会の階層別研修・新人研修・OJT研修の他、福島県のキャリアアップ研修や法人研修、園内研修と数多く計画され職員を受講させている。また、オンライン研修もあり受講しやすい環境となっている。</p>		

<p>なお、研修計画について受講後の評価などは行っておらず、次年度の研修計画に反映されていない。研修の効果を分析したうえで次年度の計画を見直すことで効果が上がる研修となることが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の知識・経験、専門性に配慮して研修受講体制がとられ研修が進めている。コロナ禍でオンライン研修も取り入れられ、職場で気軽に受講できている。</p> <p>なお、人員体制などから非常勤職員を含め全職員が研修に参加できてはいない。非常勤職員であっても保育には欠かせない人材であり、基礎的な研修に参加できるよう取り組むことが望まれる。また、職場内研修として有効なOJTに取り組めていないのでOJTが出来るスキルを持った職員の育成が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れマニュアルがあり、受け入れ手順や実習生の遵守事項などが示されている。定期的に養成校(約4校8名程度)から受け入れている。養成校のカリキュラムにより連携して実施している。</p> <p>なお、実習に当たってふたば保育園としてのプログラム等は用意しておらず、養成校のプログラムを利用しているので、実習担当者に実習指導者養成研修を受講させるなど体制整備が望まれる。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・㉞・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針・事業計画・予算・決算は法人ホームページで公開している。行事や日々の保育の様子も写真付きでホームページにあげ公開している。</p> <p>なお、今回第三者評価は初めての受審であり、結果はホームページや広報誌で知らせることが望まれる。また、あわせて地域への情報発信が十分でないので、地区のお祭りや行事の時広報誌などを使い発信することが望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	㉞・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人内部監査と福島市福祉施設監査を受けている。契約は金額により園長決済と法人役員決済があり、経理規程で基準が定められている。保育所における事務、経理、取引等について、内部監査を実施するなど、定期的な確認を受けている。また、外部の税理士会計事務所から決算の確認をしてもらい、指導や助言を受けて改善を図っている。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍前は大森小学校と交流できていたが、以降途絶えている。また、地域の幼・保・小連携会議も書面会議となっており、顔を合わせた交流は出来ておらず、再開が望まれる。さらに、今年度は地元敬老会で園児の歌やリズムを動画で披露し喜んでいただいていたが現在交流は行えていない。子どもが経験を積み成長できるよう感染防止に努めながら地域との交流の機会を復活させることが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れ規程を定め事前オリエンテーションなども行うこととしている。現在、福島大学の学生が週1回訪れ、クラスに入って子どもたちと遊びを通して交流をしている。</p> <p>なお、コロナ禍前は地域の中学校の体験学習で子供たちがお兄さん・お姉さんたちと遊べる環境にあったが、途絶えているので再開に向け働きかけることが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが利用できる施設を紹介した福島市の子育てガイド「えがお」を玄関に置き、保護者に利用を進めるとともに社会資源を集めた資料も示している。また、「障がい児ネットワーク会議」に参加し、関係機関と連携できる関係を築いている。家庭での虐待が疑われる場合は、通報先として要保護児童対策地域協議会と児童相談所が示され役割や機能を職員に周知しているが、これまで該当するケースはない。</p> <p>なお、地域の情報を得るためにも地域の児童民生委員を事業所の行事に招待する等、協力関係が築かれることを期待したい。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のホームページを使い、ふたば保育園の行事や保育内容を公開している。その中で保育園の行事活動と行事の由来、子どもと一緒に家庭でもできる簡単な折り紙などの創作の手順等を紹介し、未修学児家庭でもできるように情報提供をしている。また、地域の保育ニーズにこたえるため一時預かり事業を行い、保護者からの子育て相談に応じている。</p> <p>なお、保育園として運営委員会や地域の町内会等地域の方との交流は行われていない。</p>		

今後、地域で必要とされる福祉ニーズを把握するためにも町内会や地域の行事など地域活動へ参加し、ニーズ把握に取り組むことに期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>6 保育所持ち回りで「みんなで子育て」を設け、予測される育児への悩みや困りごとを質問・回答形式で取り上げホームページに掲載し、家庭での子育てに役立つよう取り組んでいる。</p> <p>また、現在法人内で高齢施設や居宅支援事業、児童センターなど多くの事業を展開しており、その強みを活かし多様な相談事業(高齢・介護相談、児童健全育成、保育等)、いわゆる包括的相談事業を立ち上げようとしており、今後その取り組みに期待したい。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人権尊重を入れた基本理念・方針及び保育指針を示し、事業計画や保育園利用案内(重要事項説明書)をホームページに掲載している。職員間で共通の理解を持って実現に向けて各クラス別に成長にあわせた保育目標を掲げ、子どもが安心できる環境を整えながら、それぞれの子どもに応じた発達を促す保育に取り組んでいる。</p> <p>なお、法人の「基本行動の原理原則」が示された冊子が職員に配布されているがその中に子どもの尊重や人権についての文言は入っていないので、職員が取り組むべき行動指針として「倫理綱領」を作成することが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の個人情報保護管理規程と個人情報保護規程で明示し、保護者へは保育園利用案内(重要事項説明書)で個人情報の取り扱いについて説明している。また、保護者に保育サービスで提供する写真・動画等の使用範囲や目的について説明し、個人情報使用同意書兼誓約書で同意を得ている。</p> <p>しかし、オムツ交換時の目隠しやプールの着替え時に近所から見られないようにカーテンをする等、保育するうえで配慮すべき子どものプライバシーを守るための工夫やマニュアルの整備がされていないので、整備することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉔・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園を紹介する資料等を公共施設等に置いてはいないが、ホームページに保育園が目指す子ども像や栄養士の食育の他、年間行事、デイリープログラム、写真付きでの行事の時の子どもたちの様子を紹介している。入園を希望する場合は詳しく説明している。また、見学希望者へはパンフレットで説明し園内を案内する他、保護者が不安に思っている事などを丁寧に対応している。</p> <p>なお、多くの人が入手できる公共施設へパンフレットを置くなど積極的に情報提供をすることが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園後、保育内容に変更がある場合は保護者へ速やかに連絡することを保育園利用案内(重要事項説明書)で説明している。また、保育園への通常時の連絡方法を説明し、緊急時の連絡として保育園のメールアドレスや携帯番号を保護者の携帯へ登録してもらっている。保護者の都合で変更があった場合は、速やかに書類の整備をする等、適切に対応している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の変更を行う場合、保護者の同意を得て子どもの個人票を変更先の利用施設へ送付し、保育園での様子を伝え保育の継続性に配慮している。また、保育園の終了後小学校児童要録を送付するとともに、小学校や保護者からの相談については担任が中心となり対応し、担任不在時は、園長と主任が責任をもって対応している。小学校入学後でも保護者から相談があれば担任保育士が対応している。</p> <p>なお、保育所の変更などの際は手順書や引継ぎ文書等は定めておらず、より継続性に配慮した引継ぎの手順書や引継ぎ文書等の整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年定期的に保護者満足度調査を行っている。子どもが楽しく過ごし、心地よく過ごし、大切にされている項目に保護者全員から満足の回答を得ている。また、主任・副主任が中心となって、調査分析及び職員への周知徹底と保護者からの意見・要望に迅速に対応している。アンケートの集計結果や対応については、園内に掲示するとともに保護者に配布して周知している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の苦情解決実施要項が策定してあり、保育園では、保育園利用案内(重要事項説明</p>		

<p>書)及び法人ホームページで苦情解決体制(苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員)について説明している。玄関入り口にも苦情解決受付体制について文書を掲示している。また、苦情については、玄関ホールの掲示板に苦情内容と対応策を掲示し、法人のホームページにも開示し苦情解決の体制を整備し機能している。意見箱は玄関ホールの下駄箱の上に置き送迎時に誰でも入れることが可能になっている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園利用案内(重要事項説明書)の中で苦情・困りごとは職員へ直接伝える他、電話や意見箱への投函と複数の方法を設け、出しやすい環境を整えている。また、玄関ホールに苦情解決受付・解決担当者名の掲示の他、毎年保護者満足度調査を実施している。保育士は、日々保護者への声掛けを積極的に行い、保護者が面接や電話等、自由に相談方法を選べるように配慮している。</p> <p>なお、相談をしやすいスペースは無く保育室の空き時間や事務室を利用している。プライバシーへ配慮した安心して相談をしやすい環境を整備することが望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の規程に苦情解決実施要項が策定してある。保護者からの意見・要望は、園長・主任の他、ミーティングで話し合いを持ち迅速な回答を玄関ホールに掲示している。保護者満足度調査での意見・要望は、調査結果と合わせて紙面で回答をし、早急な解決及び保育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>なお、保護者からの意見・要望対応マニュアルが整備されていないので、早急に整備することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では安全を脅かす全ての事象を対象とした危機管理マニュアルを整備し、指揮権者を明確にしてある。また、保育園利用案内(重要事項説明書)で安全管理の取り組みを保護者へ周知している。さらに、保育士は、ヒヤリハット・事故報告を収集し原因と改善点を分析し、再発防止のため職員会議やミーティングで話し合い、記録をファイルし常に確認できるようにし職員間で周知徹底している。</p> <p>なお、リスクマネジメントについての職員研修は行っていないので、内容を理解したうえで取り組めるよう研修の実施が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症マニュアルを整備し、保育園利用案内(重要事項説明書)に感染症に罹った時の注意事項及び登園の目安を明示したうえで説明を行い、予防に努めている。日々の感染症発</p>		

<p>症状況を玄関ホールのボードや保護者への声掛けで知らせ、保健だよりで注意喚起を促している。また、緊急時に備え、保護者に保育園のメールアドレスと携帯電話番号の登録をお願いするなど連絡体制を整え、子どもの安全確保に取り組んでいる。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園消防計画に基いて毎月計画的に火災・水害・地震・防犯訓練等の避難訓練を実施している。保育園の近くに一級河川が流れているため、水害を想定し保育園から約300m離れている広域避難場所の医療法人病院(病床100)を緊急避難場所とした訓練を実施している。また、緊急避難先は、保育園利用案内(重要事項説明書)に分かり易い地図で示し周知している。緊急時は保護者へ緊急連絡一斉メールで連絡し、速やかに迎えを要請し、園児の引き渡し対応方法を決めており、子どもの安全確保に取り組んでいる。さらに非常時に備え水・アルファ米・おやつ・粉ミルクを備蓄し、非常持ち出用リュックに手袋や紙コップ類を準備している。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玩具・排泄・沐浴・午睡等の対応・乳幼児突然死症候群診断ガイドラインが個々にあり保育の基本となっている。</p> <p>なお、子どもの発達を踏まえた標準的な保育の実施方法について文章化した「保育マニュアル(手順書)」は整備されていない。職員間で保育方法に差が出ないように、標準的な実施方法を示したマニュアルを作成することが望まれる。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月のカリキュラム会議として乳児・3歳未満児クラスと3歳以上児クラスに分け会議を開催し、保育の振り返りや課題を検討している。保護者満足度調査で保護者から出た意見・提案を活かす取り組みをしている。</p> <p>なお、標準的な実施方法は作成されていないが、作成した後は自分たちの保育を見直す機会として、保育環境の変化や実践状況を踏まえながらそれを見直す仕組みを作ることが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に健康状態や生活状態の把握のためアセスメントし、保育に活かしている。ま</p>		

<p>た、保育園管理システム「はぐくむソフト」を活用し日々記録をし、毎月のカリキュラム会議で個別ケースの検討を行い、職員間で共通理解をして保育に取り組んでいる。</p> <p>今後、子どもと保護者の具体的なニーズを踏まえ、気になる子どもなどケースによっては外部の専門家の参加も得るなど、多職種で検討し指導計画を作ることが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画は、担当保育士が指導計画を策定し主任・園長が確認指導を行っている。毎月のカリキュラム会議で個別ケースの検討を行い、子どもの成長に合わせた計画を作成しているが、非常勤職員の勤務時間の制約もあり基本正規職員が中心となって作成している。</p> <p>なお、指導計画を見直す手順を定めるとともに保育に当たる全職員が参加出来るよう工夫して意見を集約する等、指導計画の評価・見直しする仕組みや体制の整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で有化している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育記録は、保育園管理システム「はぐくむソフト」を活用し園内で統一した様式で記録している。記録は、指導計画の評価と見直しの際の基本情報になるので、記録内容や書き方に差異が無いよう主任が確認・指導をしている。また、日々の連絡事項は毎日のミーティングで情報を共有し、緊急時は口頭やメモで周知徹底し、職員間で適切に共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の個人情報保護管理規程と個人情報保護規程の中で個人情報に関する取扱い方法が定められている。規程の中で、園長は保育園における個人情報管理責任者と定め、職員は採用時に規程を遵守する誓約書を提出している。また、文書・記録の保存・廃棄については、法人の処務規程で定められている。</p> <p>なお、個人情報の開示については、保護者へ個人情報使用同意書兼誓約書で写真・動画のホームページへの掲載と研修、医療機関等との連携時の情報開示について、保育園利用案内(重要事項説明書)で説明し同意を得ており、適切に対応している。</p>		

## 第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### A-1 保育内容

	第三者評価結果	
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度の計画は、昨年度までの「保育課程」から「全体的な計画」に移行したばかりで前年度の評価は確認できていない。しかし、2018年の保育所保育指針の改定から5年が過ぎてようやく「全体的な計画」の作成に着手している。</p> <p>なお「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や「育みたい資質・能力」の記載がないので、この部分については全体的な計画に組み込むことが望まれる。また、「全体的な計画」の作成に職員が参画していないので、今後は職員全員が参画して作成することや定期的に評価を行い、次の作成に活かすことが望まれる。</p>		a・b・C

	第三者評価結果	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A ②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内の温度管理や衛生管理に努めている。</p> <p>しかし、子どもが落ち着けるような場所の工夫がされていない。落ち着けるような場所や空間があることで子どもが心地よく安心して過ごすことができるので、保育室の環境構成への工夫が望まれる。</p>		a・⑥・c
A ③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育に関わる職員全体で保育をすることを心掛けており、子どもの気持ちに寄り添いながら安心して生活ができるよう保育を行っている。</p> <p>なお、園内での不適切保育に対しての事例がないため不適切保育が起きた時の対応方法が確立していないので、マニュアルの策定や「人権擁護のためのチェックリスト」等を活</p>		a・⑥・c

用するなど、保育士自身の保育の見直しをする機会を増やす検討が望まれる。		
A ④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣の習得においては、強制することではなく主体性を尊重し、「自分で…」という気持ちを大切にし、できないところはできるよう働きかけるなど「自分でできた」という自信につながるよう個々の状態に合わせた援助をしている。</p>		
A ⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公園への散歩や園庭、土手での自然の中で伸び伸びと体を動かすことができる配慮をしている。</p> <p>なお、保育室の環境においては、毎日子どもに何で遊びたいかを聞いてから遊具を出すという方法だけではなく、子どもが自発的に選択し遊びたくなるような道具や遊具の配置を事前に準備するなど子どもが主体的に自ら関わりたくなるような魅力的な環境を作ること視野に入れた環境の検討も望まれる。</p>		
A ⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担任ができるだけクラスに入るようにすることで安心して生活できるよう配慮しており、保護者との連絡を密にするなど、保護者との信頼関係の構築にも努めている。</p> <p>しかし、育児担当制は導入していない。乳児期の子どもにとって安心感や信頼関係は人格を形成するうえで必要な時期でもあり、生活習慣に関わる部分は毎日同じ保育者が関わることで安心して生活を送ることができるため子どもにとっての最善の利益につながる育児担当制の方法の検討を期待したい。</p>		
A ⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>発達の個人差を考慮しながら生活習慣がつくよう見守り、安全に配慮した環境を整えている。毎日の様子は連絡帳で伝え、さらに保育室前には写真を掲示するなどして子どもの保育中の様子が分かるような工夫をしている。</p>		
A ⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別に生活習慣の見直しと自立を促している。仲間と一緒に活動する中で共感することや競い合うこと、時には自分の気持ちに折り合いをつけるなど、保育者は子どもの状況に合わせて環境を整えている。5歳児に関しては「幼児期の終わりまでに育てほしい10の</p>		

姿」を踏まえ就学に向けての取り組みを行っている。また小学校と連携を図り、子どもの様子を伝えるなどの体制もできている。		
A ⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在障がいのある子どもの入園はないので、ネットワーク会議への参加やキャリアアップ研修を受講した職員からの園内研修等で学びの共有を図り、知識や対応方法を身に付ける取り組みも行っている。</p> <p>しかし、障がいのある子どもが安心して生活できる環境整備までは至っていないので、将来の受け入れを想定し、検討しておくことが望まれる。</p>		
A ⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の送迎時には保護者への積極的な声掛けなどを行っており、体調確認や様子を聞いている。朝や夕方は合同保育で異年齢交流を図り、延長保育時にはおやつを提供を行っている。遅番の保育士には申し送りをするなど引継ぎも行っている。</p>		
A ⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画の中に小学校との連携が明記されている。年長児クラスは後半になると午睡時間の回数を減らすなど、小学校就学に向けての取り組みを行っている。</p> <p>また、小学校以降の生活についての見通しが持てるよう、小学校の話や長い時間椅子に座っていることなど、小学校での生活が見通せるよう取り組んでいる。コロナ禍以降、小学校教員との合同研修は行っていないので今後行っていく予定である。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A ⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人保育所会で保健計画を作成しており、毎日のミーティングにおいても子どもの体調を職員間で周知共有している。0歳児クラスには、乳幼児突然死症候群に対応するため呼吸を監視するハグモを導入し、保護者にも年度当初のオリエンテーションにおいて説明を行い、同意書を得ている。</p> <p>なお、ハグモの説明にとどまることなく予防のため乳児突然死症候群に関する知識についても職員研修を行う他、保護者へも説明が望まれる。</p>		
A ⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康診断や歯科検診の結果を保護者にも伝え、保育園管理システム「はぐくむソフト」</p>		

<p>にも記録を残しており、職員にも周知している。健康診断や歯科検診の結果に基づいて保護者にも伝えている。</p> <p>なお、受診や治療をした後の保育園への結果報告までは至っていないので、今後保護者とも連携し、記録を残すことが望まれる。</p>		
A ⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ガイドラインに基づき、病院とも連携し除去食であっても見た目にも変わりがないような配慮をしている。急性ショック症状が起きた時の対応の手順書も分かりやすい。また、エピペンの使い方も職員間で周知することでアナフィラキシーショック時の対応ができるようにしている。</p> <p>なお、アレルギーを個人情報としてとらえ他の子どもや保護者に説明をしていないが、偏見や差別を生まないためにも周知することが望まれる。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
A ⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食育の一環として給食のお手伝いで食材に触れることや野菜の栽培、収穫した野菜でのクッキングや味噌作り、バケツ稲の栽培など栄養士と連携し計画的に取り組んでいる。</p> <p>3歳以上児クラスに関しては給食に無理がないよう自分で給食の量の加減を伝え、苦手な食材でも食べてみようという気持ちを持つことができるよう配慮している。また、園での食育に関する取り組みの様子は給食だよりに載せる他写真を掲示し家庭にも知らせている。</p>		
A ⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衛生管理マニュアルもあり衛生管理は適切に行われている。子どもの体調不良であっても給食室に伝える事で対応食を提供している。また、旬の食材を取り入れるなど季節感のある献立になるよう配慮している。</p> <p>さらに同法人内の栄養士会を中心に残食調査を行い、栄養士が子どもたちの食べている様子を見て声を聞くなどの交流も図り、献立作成にも反映している。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

未満児は連絡帳で日常的な情報交換をしている。3歳以上児は今日の出来事をクラスの入口に写真を掲示し、降園時に保護者に見てもらい様子を伝えている。また、年2回ある保護者懇談会等で保育の意図や保育内容について保護者に伝え、相互理解を深めている。さらに、園だよりやクラスだより等を通して子どもの様子を伝え合い、保護者との共通理解のもと保育を進めている。個別に相談があった場合には、面談の記録をパソコン内に残している。

		第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝や夕方は保護者に積極的に声をかけ信頼関係の構築に努めている。個別に相談あるときには迅速に対応し、内容によっては担任だけではなく、主任や園長と相談ができるような仕組みがある。その記録を保育園管理システム「はぐくむソフト」で個別に記録しており、職員は相談内容を共有している。</p>		
A ⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの心身の状態を常に把握している。</p> <p>なお、虐待対応マニュアルが整備されてはいるが内容の研修までは至っていない。今後は、虐待等権利侵害に関する基本的な知識などの研修の実施や家庭での虐待の早期発見早期対応について継続に意識向上を図るためにも、虐待早期発見のチェックリストで内部研修を行っていくことも早急に検討することが望まれる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A ⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・③・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士の自己評価は年2回行い保育内容の改善に活かしている。</p> <p>なお、今後は、保育の標準的なマニュアルを作り、お互いに確認し合いながら継続的に保育の質の向上に向けた取り組みが望まれる。</p>		